

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 職員給与規程

平成 18 年 3 月 30 日

ひらかた環境ネットワーク会議規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）就業規則第 1 条に基づき、事務局職員（以下「職員」という）の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

(給与等の定義)

第 3 条 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(均等待遇)

第 4 条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第 5 条 給与は職員の勤務形態に応じて、理事長がこれを定めるものとする。但し、決定後、理事会に報告するものとする。

(給与計算期間及び締切日)

第 6 条 給与計算期間は、毎月 21 日から翌月 20 日までとし、20 日を締切日とする。

(給与の支払日)

第 7 条 給与は毎月 25 日に支払う。但し、支払日が日曜日のときはその前々日、土曜日・祝日など銀行が休日のときはその前日に支払う。

(給与の支払方法)

第 8 条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。

2 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座をネットワーク会議に届け出なければならない。

3 口座振り込みにより給与を支払う場合、ネットワーク会議は給与支払日の午前 10 時に払い出しができるように処理するものとする。

(給与からの控除)

第9条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

- (1) 給与所得税及び住民税
- (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

(日割単価・時間単価の計算及び端数処理)

第10条 日割・時間単価は、理事会がこれを定めることとする。

2 遅刻・早退の時間計算は、30分単位で行うものとし、その端数処理は次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 30分以上の遅刻及び早退があった場合は、30分単位で給与減額を行う
- (2) 30分以下の遅刻及び早退は30分とみなす
- (3) 遅刻及び早退の合計時間が1時間に達したときは、1時間に達した当該月の給料から時間給与の減額を行う
- (4) その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める

(時間外・休日勤務手当)

第11条 就業規則第27条の時間外・休日勤務を命じた職員には、理事会で定めた手当を支給しなければならない。

2 前項の分単位の時間外・休日手当の支給は、前条第2項の例によるものとする。

(交通費)

第11条の2 職員の交通費は、実費を支給するものとする。但し、月額1万円を限度とする。

(非常時払い)

第12条 ネットワーク会議は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合の費用に充てるため、職員の請求により給与支払日前であっても給与計算期間のうち既に働いた日数の給与を可及的速やかに理事長の認めるところにより支払うことができる。

- (1) 職員の出産、疾病に伴う費用及び災害を受けた場合の費用
- (2) 職員の収入によって生計を維持する者が出産し若しくは疾病にかかり、又は災害を受けた場合の費用
- (3) 職員若しくはその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡したときの費用
- (4) 職員又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用
- (5) 前各号のほか、やむを得ない事情があると理事会が認めた場合の費用

(退職時の給与の支払)

第13条 職員が死亡し、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第7条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合は、未払いの給与を7日以内に支払うことができる。

(遺族の範囲)

第14条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者及び相続順位とする。

(有給休暇の取扱い)

第15条 就業規則第29条（年次有給休暇）、第31条（慶弔休暇）、第32条（産前産後休暇）の有給休暇を認める。

2 パートタイム職員については、パートタイム職員規則第13条（年次有給休暇）の有給休暇を認める。

(その他の休暇等の取扱い)

第16条 就業規則第30条（病欠休暇）、第33条（母子保健管理のための休暇）、第34条（生理休暇）、第35条（育児休暇）、第37条（介護休暇）の無給休暇等を与える。

2 パートタイム職員については、就業規則第32条（産前産後休暇）、第33条（母子保健管理のための休暇）、第34条（生理休暇）、第35条（育児休暇）、第37条（介護休暇）の無給休暇等を与える。

(業務上疾病等による休業の取扱い)

第17条 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会がこれを定める。

(休職期間中の取扱い)

第18条 職員の休職期間中は、原則として給与を支給しない。但し、就業規則第41条第5号により休職させた場合、理事会の承認を得て給与の全額又は一部を支給することができる。

(昇給)

第19条 就業規則第50条による職員の昇給は、毎年4月1日に行うこととし、年度当初に理事会がこれを定める。但し、ネットワーク会議の運営状態によっては行わないことがある。

(賞与)

第20条 賞与の支給時期は毎年6月と11月の2回とする。

- 2 基礎支給率は、理事会がこれを定める。
- 3 賞与の支給日は、当月分の給与の支給日とし、支給方法等については給与の支給方法の例によりこれを支給する。
- 4 賞与の受支給者は、支給月までに3ヶ月以上在職した職員に行うものとする。
- 5 賞与について、本規程に定めのない事項については、理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。
- 2 第5条第2項(給与)、第10条(日割り単価・時間単価の計算及び端数処理)、第11条(時間外・休日勤務)、第20条(賞与)の規定については、本会の経営状態を勘案して、年度当初に理事会がこれを定めることができる。
- 3 第19条(昇給)については、ネットワーク会議の経営状態を勘案して平成18年度中は、これを行わないこととする。

附 則

- 1 この規程は平成21年5月8日から施行する。